

# 【足立区障がい者ケアマネジメント評価会議評価表】

## 足立区地域生活支援拠点等の検証シート(抜粋)

別紙1

### 区分Ⅰ：地域生活における安心の確保に係る機能

#### (a)【要支援者の事前把握及び体制】

緊急対応など支援が必要となる障害者等（強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者、潜在的な要支援者等）の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有

目指している姿・目標 基幹的な役割を持つ事業所（拠点等）において、情報集約や共通化を図る仕組みを構築する

課題 緊急対応の事前準備が必要と思われる対象者についてどのように調査・把握していくか  
重点課題④ 拠点整備に必要な情報検討 ⇒ 相談者情報の把握

#### 令和5年度実施内容

#### (1) 事前把握ができていないケース

- ア 障害支援区分4以上 年齢を広げた支給決定状況調査
- イ 各相談支援事業所への周知

#### (2) 事前把握が困難なケース

- ア 支給決定されていない（サービスを利用していない）障がい者の事前把握の検討

#### 今後に向けて

#### 評価及び今後の改善点

#### 1 相談支援がついているケース

##### ① 平時から基幹相談支援センターと連携し 相談支援事業所等をバックアップ

相談支援を中心に事前準備を行うよう働きかける。相談支援等の緊急準備と緊急対応の役割について周知する。相談支援の事前の準備に課題がある場合は相談支援事業所からの相談に応じて、課題解決にあたる。相談支援ネットワークを活用（例：6月のお知らせにて通知）

#### 2 障がい福祉サービスに繋がっていないケースへの支援

##### ① 平時から行政機関等と連携し、相談支援 機関に繋げる。（支援に繋がっていないケース の発見）

##### ② 緊急時に備えるための相談業務を行う。

#### 3 成年後見制度の利用促進等

緊急対応後、親（高齢等により突然の傷病）や本人の利用契約が困難になる事例も想定される。後見制度の周知も重要。

⇒ 国のガイドブックで、「拠点コーディネーター」の役割（例示太字下線）等が示され、配置による加算等、報酬が整備された。「」内はガイドブック内の用語  
足立区での役割分担を整理し、拠点コーディネーターの配置を検討していく。

- ・「拠点コーディネーター」：区に1～2名。拠点のネットワークの運営や機能の充実等の総合調整、情報連携等
- ・「連携担当者（相談）」：拠点登録の相談支援＝あだちの里相談、あいのわ、あしすと
- ・基幹相談支援センター：障がい援護課基幹相談・権利擁護係、あしと
- ・その他の相談支援事業所
- ・行政（障がい福祉課、障がい援護等）

#### 【指摘事項等】

① 拠点コーディネーターについて、足立区では現在あしとが担っているのか。今後、他の法人の中でも拠点コーディネーターを配置していくイメージなのか。

一回答ー

あしと自立は拠点コーディネーターでなく、連携担当者（拠点到登録して連携する者）である。

連携担当者：あしと自立、希望の苑、大谷田グループホーム、ショートステイ谷中、あいのわ相談センター、竹の塚あかしあの杜

R6.6より、足立区では拠点コーディネーターを1名（あだちの里相談支援センター 芹澤施設長）配置している。今後、拠点コーディネーターの役割等、整理していく。

② 支給決定されていない方、未成年の緊急対応についてどうしていくか。

一回答ー

サービスが決定していない方への緊急対応として、希望の苑とあかしあの杜で受け入れを行う緊急保護事業がある。こどもの緊急対応の相談も実務で対応しており、強度行動障がいや医療的ケアについてはこども時代から把握していく必要がある。

③ 支給決定状況調査のリストの対象者に対し、緊急対応が必要な対象者である旨の通知が必要ではないか。

一回答ー

現状のリストでは緊急対応が必要かどうかまでの把握ができていない。重度高齢化、親なき後の備えの観点から拠点等の把握を50代以上を対象としていたが、今回、年齢を引き下げて調査を実施した。1311人の把握は拠点等だけでは難しいため、どこから取り組むかを検討中。相談支援事業者に相談が進んでいない方に対し、相談を促すPRをチラシなどで準備予定。

④ 事前把握が困難なケースの対象者数と今後の対応は。

一回答ー

支給決定していないケースで、愛1・2・3度の方は、328人。事前把握をどのように行っていくか検討していく。

⑤ 成年後見制度の相談先や法人後見について

一回答ー

成年後見制度の相談先として、権利擁護センターあだち、各援護係、基幹相談・権利擁護係がある。また、相続等の相談は、区での法律相談等の機会もある。社会福祉法人や通所施設での後見は利益相反の問題があり、持続可能な成年後見制度の利用促進を国も含めて見直し中である。障害のある方が安心してできる成年後見制度の人材の確保や育成をどうバックアップできるかどうか引き続き検討していきたい。

#### 【今後の改善点等】

愛の手1度、2度で支給決定がされていない方を再度区で調査を実施する。今後、対象者がこれまでサービスを全く利用していなかったのか、途中で途切れてしまったのか、現在の状況等をどのように確認していくか検討する。

(b) 【相談機能】機能①	
把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時を含む相談体制の確保	
目指している姿・目標	基幹的な役割を持つ事業所（拠点等）において、情報集約や共通化を図る仕組みを構築する
課題	緊急時の連絡先が明確になっていない どの機関が中心に調整しているかわからない 基幹相談支援センターの役割が明確になっていない 重点課題③ 相談支援事業所の役割検討
令和5年度実施内容	
(1) 相談支援事業所による緊急対応 (2) 基幹や拠点等の役割 (3) 基幹や拠点等の体制	
今後に向けて	評価及び今後の改善点
<p>1 令和6年度の組織再編に伴い、障がい援護課と基幹相談支援センターの役割を担う基幹相談・権利擁護係を新設した。（“2つ”の基幹相談支援センター）</p> <p><b>【基幹相談・権利擁護係】</b></p> <p>① 基幹相談支援センター、② 地域生活支援拠点等の全体調整、③ 自立支援協議会（拠点機能：「地域の体制づくり」）、④ 権利擁護・虐待防止と対応</p> <p>地域生活支援拠点等の取り組みの上で大切な①～④の機能を1係に集約</p> <p>障がい援護係とも同じ課内にて緊密な連絡が可能</p> <p>衛生部精神保健係他、庁内の各セクションやネットワーク「にも包括WG」等連携を強化</p> <p><b>【障がい福祉センターあしすと】</b></p> <p>① 基幹相談支援センターの個別支援の部分のみ継続</p> <p>② 拠点等においては「相談機能」を担当</p> <p>2 相談支援事業所が短期入所等の調整</p> <p>① 短期入所や医療機関が見つからない場合、受入先を一緒に探す。</p> <p>② 対応方法を一緒に考え、必要に応じてバックアップを行う。</p> <p>⇒ 国のガイドブックで、「拠点コーディネーター」の役割（例示太字下線）等が示され、配置による加算等、報酬が整備された。「」内はガイドブック内の用語</p> <p>足立区での役割分担を整理し、拠点コーディネーターの配置を検討していく。</p> <p>・「拠点コーディネーター」：区に1～2名。拠点のネットワークの運営や機能の充実等の総合調整、情報連携等</p> <p>・「連携担当者（相談）」：拠点登録の相談支援＝あだちの里相談、あいのわ、あしすと</p> <p>・基幹相談支援センター：障がい援護課基幹相談・権利擁護係、あしすと</p> <p>・その他の相談支援事業所</p> <p>・行政（障がい福祉課、障がい援護等）</p>	<p><b>【指摘事項等】</b></p> <p>① 拠点等に登録していない相談支援事業所が緊急時の対応をどこまでできるの不安。</p> <p>② 拠点等の役割や位置付けを相談支援専門員がしっかりと把握していないのでは。今後、相談支援専門員への働きかけや意識付けが必要ではないか。</p> <p>③ 拠点等に登録していない通所の事業所が緊急対応をしている場合もある。</p> <p>－①②③回答－</p> <p>相談支援ネットワーク等を活用し、相談支援を中心に事前準備を行うよう、相談支援等の緊急準備と緊急対応の役割について周知する。相談支援の事前の準備に課題がある場合は相談支援事業所からの相談に応じて、課題解決にあたる。</p> <p>実際の緊急対応では、通所の事業所等が拠点等の登録に関わらず対応しており、その部分を拠点コーディネーター等がバックアップしていけるか等、担当者会等で検討していく。</p> <p>④ 相談支援専門員の質にかなりばらつきがある。</p> <p>－回答－</p> <p>相談支援専門員は専門分野や経験が異なり、質にばらつきがでてしまうため、質の向上について地域全体で取り組むことが重要。足立区では、相談支援ネットワークを通じて、基幹相談支援センターと事業者が情報共有や事業所訪問を行い、質の向上に努めている。地域としては相談支援専門員の質が十分ではないと感じている部分もあり、改善を進めたいと考えている。</p> <p>ケアマネジメント評価会議でも、相談支援についてとりあげるため、質の向上に向けた取り組みをすすめていく。</p> <p>⑤ 「短期入所や医療機関が見つからない場合、受入先を一緒に探す」とあるが、区外ではなく、区内で探してほしい。</p> <p>－回答－</p> <p>区内に受入先があるか、本人の状況等を踏まえ検討する。</p> <p><b>【今後の改善点等】</b></p> <p>必要な情報が関係機関に的確に伝わるよう、チラシの作成を進めるとともに、相談支援事業所への周知を図る。</p>

(C) 【緊急時の受け入れ・対応】機能②

把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時の受け入れ先の確保

目指している姿・目標	介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れ体制を構築する
課題	緊急受け入れの定義が不明確である、緊急時対応の現状と問題をあきらかにして、新たなフローを確立する必要がある 緊急時受け入れ・対応機関の情報共有や、受け入れ先の開拓・確保が必要 重点課題② 緊急時対応の現状、問題点、フロー作成検討 重点課題④ 拠点整備に必要な情報検討 ⇒ 緊急受け入れ先情報

令和5年度実施内容

- (1) 短期入所等リストの作成
- (2) リストの活用・共有方法
- (3) 受け入れ先情報
- (4) 緊急時の初動体制の構築
- (5) 事前把握、準備

今後に向けて	評価及び今後の改善点
<p>① <u>短期入所や日中活動、医療機関等と連携し、緊急受入体制の構築を進める。</u></p> <p>② <u>拠点等の機能を担う関係機関の拡充を検討する。</u></p> <p>③ <u>区長申立や措置等区として対応すべき事項を整理・迅速化</u> 緊急対応後、成年後見制度の利用が必要なケースがある。また、支援拒否、虐待・セルフネグレクト等の介入方法について検討していく必要がある。</p> <p>④ <u>緊急枠での短期入所や緊急保護の運用の課題を整理。(事故や物損対応を含む)</u></p> <p>⇒ 国のガイドブックで、「拠点コーディネーター」の役割(例示太字下線)等が示され、配置による加算等、報酬が整備された。「」内はガイドブック内の用語 足立区での役割分担を整理し、拠点コーディネーターの配置を検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「拠点コーディネーター」：区に1～2名。拠点のネットワークの運営や機能の充実等の総合調整、情報連携等</li><li>・「連携担当者(緊急)」：拠点登録の短期入所や緊急保護等＝あだちの里「希望の苑」、あいのわ「あかしあの杜」「ショートステイ谷中」</li><li>・その他の短期入所等：拠点に登録はないが、協力を得られる受入機関、法人独自の取り組み含む</li><li>・基幹相談支援センター：障がい援護課基幹相談・権利擁護係、あしすと</li><li>・相談支援事業所</li><li>・行政(障がい福祉課、障がい援護等)</li></ul>	<p>【指摘事項等】</p> <p>① 短期入所以外に介護者派遣等、本人に合わせた対応が必要ではないか。 一回答一 短期入所だけでなく、介護者派遣の活用等を引き続き検討していく。</p> <p>【今後の改善点等】</p> <p>緊急対応に関する事例の集積を進めるとともに、対応の流れを整理し、マニュアルの見直しを行う。また、緊急時に迅速に対応できるよう、受け入れ先の新たな開拓を進める。</p>

## 区分Ⅱ：地域生活への移行・継続の支援に係る機能

### (d)【地域移行のニーズ把握】

入所施設・病院から地域生活への移行や地域生活の継続についてのニーズの把握

目指している姿・ 目標	地域移行及び地域生活のニーズに対応できる地域資源の確保と支援の質を高める
課題	地域移行及び地域生活を継続させるには、どのようなニーズと課題があるのか

### 令和5年度実施内容

- (1) 本人・家族の不安の解消
- (2) 経済
- (3) 施設
- (4) 住まい
- (5) 地域資源（しくみ・人材）
- (6) 本人の意向確認

#### 今後に向けて

- ① 地域移行の連携体制の構築
  - ② 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員との連携
  - ③ 入所・入院中の対象者の意向確認
  - ④ 動機付け支援
  - ⑤ 地域生活への希望者への相談機関等の紹介
  - ⑥ グループホームの空き情報等の集約と提供の検討
- ⇒ 国のガイドブックで、「拠点コーディネーター」の役割（例示太字下線）等が示され、配置による加算等、報酬が整備された。「」内はガイドブック内の用語
- 足立区での役割分担を整理し、拠点コーディネーターの配置を検討していく。
- ・「拠点コーディネーター」：区に1～2名。拠点のネットワークの運営や機能の充実等の総合調整、情報連携等
  - ・地域移行コーディネーター（都）
  - ・区内入所施設：希望の苑、あかしあのだ
  - ・グループホーム・体験型・日中サービス支援型グループホーム
  - ・基幹相談支援センター：障がい援護課基幹相談・権利擁護係、あしすと
  - ・相談支援事業所（地域移行・地域定着）、自立生活援助
  - ・行政（障がい福祉課、障がい援護等）
  - ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」ワーキング
  - ・グループホームネットワーク会議

#### 評価及び今後の改善点

##### 【指摘事項等】

① 障がい者支援施設「かえで」では、地域移行の希望を強く持つ方は少ない。地域移行を進めていくことは重要であるが、長年施設で暮らしている方はそこが生活の場になっている。身体や知的、精神と障がいによって違いはあると思うが、他事業所の意向確認の状況等について知りたい。

－回答－

希望の苑：地域移行について、自立訓練は2年の期限があるため取り組んでいるが、生活介護はまだ取り組んでいない。なかなか受入先がないことや、足立区で生まれた方の区内にある施設での地域移行が、どこまで「地域」なのか。どう本人や家族の意向を汲み取っていくか、説明をしていくかが課題である。

「足立区が援護の実施者になっている区外の入所施設にいる方」と「区内の施設にいる方」の地域移行は分けて考える必要がある。担当者会等で地域移行について検討していく。

② 入所施設では、日中活動の別施設の利用が認められていない点改善が必要ではないか。

##### 【今後の改善点等】

地域移行に関する状況の把握と検討を拠点担当者会等で行い、地域移行の進捗状況や課題を共有・検討を行う。

(e)【体験の機会・場の確保】機能③

地域移行及び地域生活のニーズを踏まえた体験宿泊等の実施

目指している姿・目標	ニーズを踏まえ、グループホームの体験の機会・場を提供する
課題	各グループホームによる数日間の体験入居はあるが、月・年単位で継続して体験ができるグループホームは、足立区大谷田グループホームしかない

令和5年度実施内容

- (1) 体験機能を持つ地域資源の整理
- (2) 地域移行等の連携パス
- (3) 体験の機会・場に関する情報の可視化

今後に向けて	評価及び今後の改善点
<p>① 地域生活の継続及び地域移行のための体験の場の確保</p> <p>足立区での役割分担を整理し、拠点コーディネーターの配置を検討していく。</p> <p>・「拠点コーディネーター」：区に1～2名。拠点のネットワークの運営や機能の充実等の総合調整、情報連携等</p> <p>・地域移行コーディネーター（都）</p> <p>・区内入所施設：希望の苑、あかしあのだ</p> <p>・グループホーム・体験型・日中サービス支援型グループホーム</p> <p>・基幹相談支援センター：障がい援護課基幹相談・権利擁護係、あしすと</p> <p>・相談支援事業所（地域移行・地域定着）、自立生活援助</p> <p>・行政（障がい福祉課、障がい援護等）</p> <p>・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」ワーキング</p> <p>・グループホームネットワーク会議</p>	<p>【指摘事項等】</p> <p>① 大谷田グループホームの周知は進んでいるが、3か月コース等、1か所しかないため倍率が高く利用できないのでは。</p> <p>ー回答ー</p> <p>大谷田グループホーム：定員7名、短期2名。3か月毎に募集しており、回転がはやいので倍率はそれほど高くない。現在は区分5の方も利用している。次回は8月から募集、10月からの入所の枠があるので、ぜひ応募していただきたい。</p> <p>※面接の上、ご希望・特性や他者との兼ね合い等でお断りする場合もある。</p> <p>② 大谷田グループホームが大規模改修を予定している中、他の体験の場（通常のグループホームの体験利用以外の場など）も必要ではないか。</p> <p>【今後の改善点等】</p> <p>引き続き障がい援護係から案内を行う他、連携担当者（体験）による周知活動を行っていく。</p>

## 区分Ⅲ：地域の支援体制に関する機能

### (f)【専門的人材の確保・養成】機能④

#### 専門性の確保に向けた取り組みの実施

目指している姿・ 目標	多様な障がいに対応できる体制の確保と人材の養成を行う
課題	福祉全般で人材不足が顕著で、ヘルパーの確保が緊急の課題となっている。強度行動障害、医療的ケア、ひきこもりその他、支援が困難なケースの対応を行える人材は？養成の仕組みはあるか？現状ある仕組みを可視化できないか

#### 令和5年度実施内容

#### (1) サポート体制や人材育成の仕組みの構築

今後に向けて	評価及び今後の改善点
<p>① 強度行動障害者への支援ニーズ把握と支援体制の整備</p> <p>国が示す成果目標を踏まえ、令和8年度までに、ニーズ把握・体制整備として何をすべきか検討等取り組む。</p> <p>⇒ 令和6年度、強度行動障がいへの支援ニーズの今後の把握方法等を検討する。まずは、主要な事業所5～6箇所（生活介護、入所施設、行動支援、グループホーム等）に訪問し、ヒアリングを実施する。以後、ヒアリングを踏まえ、支援ニーズ把握と支援体制の整備に繋げる。</p>	<p>【指摘事項等】</p> <p>① 重度知的障害や強度行動障害を持つ方々の支援が難しく、適切なヘルパーや通所先が見つからないことが多い。また、足立区内には短期入所のベッド数は十分あるものの、重度の方を受け入れ可能な施設は少ない。拠点の機能を活用し、本当に必要な人にサービスが届く仕組みを考えていく必要がある。</p> <p>② 福祉業界に限らず人材の確保が課題となっている。魅力ある職場作りや意見交換をしながら、業界全体で対応していく必要がある。</p> <p>【今後の改善点等】</p> <p>強度行動障がいへの支援ニーズの把握方法等を検討するため、主要な事業所を訪問し、ヒアリングを実施する。以後、ヒアリングを踏まえ、支援ニーズ把握と支援体制の整備に繋げるための検討を行う。</p>

### (g)【地域の体制づくり】機能⑤

#### 地域生活の安心の確保と地域生活への移行と継続を支援するための地域の体制づくりの実施

目指している姿・ 目標	地域生活支援拠点等の機能充実のために、地域自立支援協議会等で機能の検証・検討を行い、不足している機能や資源、課題を整理する。
課題	短期入所や居宅介護等のネットワーク構築が必要 重点課題① 拠点等担当者会議の開催 ⇒ 地域課題の抽出・共有

#### 令和5年度実施内容

- (1) 事例共有
- (2) 事例から
- (3) 必要な機能の整理

今後に向けて	評価及び今後の改善点
<p>① 関係機関との日頃からの情報連携</p> <p>② 協議会への参画等を通じた連携体制の構築</p> <p>③ 地域体制強化共同加算（協議会への参画、連携体制の確保、協議会への文書報告）</p> <p>地域生活支援拠点等機能強化加算（常勤専従CDの配置）等の算定要件を整理する。</p> <p>⇒ 国のガイドブックで、「拠点コーディネーター」の役割（例示太字下線）等が示され、配置による加算等、報酬が整備された。「」内はガイドブック内の用語</p> <p>足立区での役割分担を整理し、拠点コーディネーターの配置を検討していく。</p> <p>・「拠点コーディネーター」：区に1～2名。拠点のネットワークの運営や機能の充実等の総合調整、情報連携等</p> <p>・基幹相談支援センター：障がい援護課基幹相談・権利擁護係、あしすと</p> <p>・自立支援協議会</p> <p>・各種ネットワーク</p> <p>・行政（障がい福祉課、障がい援護等）</p>	<p>【指摘事項等】</p> <p>地域体制強化共同加算（協議会への参画、連携体制の確保、協議会への文書報告）や地域生活支援拠点等機能強化加算（常勤専従CDの配置）等の算定要件を整理していく。</p> <p>【今後の改善点等】</p> <p>拠点担当者会等で拠点コーディネーターの役割を検討し、ネットワークの運営や機能の充実等の総合調整、情報連携等の整理を行う。</p>

# 運営状況

## (h)【地域生活支援拠点等の運営状況】

### 地域住民に対する周知・広報ならびに関係機関との連携体制の構築

目指している姿・目標	拠点等の機能や役割が障がい者・家族・関係機関・区民等に周知され、拠点等事業所と区、その他関係機関との連携体制が構築できている
課題	区民等に対して拠点等の存在・役割をどのように周知していくか 事業所に対して、新たな拠点等事業所への登録要件や役割・機能をどのように説明していくか 足立区地域自立支援協議会と連携しどのような検証・評価を行っていくか

### 令和5年度実施内容

#### (1) 周知の方法

#### (2) 評価・検証

今後に向けて	評価及び今後の改善点
<p>① 事業所向け（相談支援事業所、その他支援事業所）および本人・ご家族向けのチラシの作成を検討</p> <p>② 足立区地域生活支援拠点等のHPのリニューアル</p> <p>⇒拠点コーディネーターやその他の役割を整理して発信する。</p>	<p>【指摘事項等】</p> <p>① 地域には多くの困っている方がいるが、法人の事業の範囲内のニーズは把握できるものの、それ以外は掴みにくく、地域の具体的なニーズを十分に把握できていない。地域生活支援拠点の活動を通じて、他の事業者と連携しながら、地域のニーズを理解し、自分たちがどう関わるべきかを模索し、地域の方々に貢献したいと考えている。</p> <p>－回答－</p> <p>社会福祉法人が地域に貢献したいという強い意志を持っていることは、足立区の大きな強みである。拠点コーディネーターや事業所がこの意志を把握し、地域の不足しているニーズに応えるための働きかけができるようになることが重要である。</p> <p>区としては「持続可能な事業所」になっていただきたい。</p> <p>質を担保していくためには、教える人材やノウハウが必要である。小規模の事業者が撤退してしまうことがあるため、今後地域や各事業者が互いにwinwinな関係を作っていきたい。</p> <p>例) ショートステイの数が不足しているある市では、特に18歳未満の子どもの緊急時の預け先が見つからないという課題がある。新たなショートステイ事業所の開設は難しいため、地域生活支援事業の居室を確保する事業として、余力のある放課後等デイサービスや児童発達支援事業所に働きかけを行っている。</p> <p>② 親なき後の中で地域生活拠点を考えた場合、多機能拠点型の整備や、既存の面的整備型の両方をハイブリッドで対応していくことが、障がいのある方が安心して暮らせる環境づくりにつながるのではないかと。</p> <p>【今後の改善点等】</p> <p>各種事業所のネットワークや家族会等、相談支援事業所以外の相談を仲介する機関等へも積極的に周知していくため、事業所向け（相談支援事業所、その他支援事業所）および本人・ご家族向けのチラシを作成する。</p>